

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月31日（月）、個人事業者の消費税は5月24日（月）になります

令和2年分確定申告の振替納税については、全国一律で申告所得税、個人事業者の消費税に関する申告・納付期限を延長したことに伴い、口座からの振替日についても、申告所得税は5月31日（月）、個人事業者の消費税は5月24日（月）といたしました。

（注）振替納税を初めて利用される方は、令和3年4月15日（木）までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります（e-Taxによるオンライン提出も可能です。[詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。](#)）。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合には、令和3年4月16日（金）から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

1 令和2年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
確定申告	令和3年4月15日（木）	令和3年5月31日（月）

（注）申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、振替日が延納期限と同一日の令和3年5月31日（月）となります。

このため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全額を一括して振替納税による口座引落しを行います。

2 令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

納期等の区分	納期限（延長後）	振替日（延長後）
確定申告	令和3年4月15日（木）	令和3年5月24日（月）